

○大学院工学府博士前期課程学生の学位審査及び修了査定に関する申し合わせ

平成18年10月25日
工学研究科委員会決定

改正 平成20年 4月 1日
平成31年 3月13日

大学院工学府博士前期課程学生の学位審査及び修了査定に関する申し合わせ

大学院工学府博士前期課程学生の学位審査及び修了査定については、本学学位規則（昭和63年九工大規則第6号）によるほか、この申し合わせに定めるところにより行う。

第1条 学生は、所定の期日までに学位論文審査願を指導教員を経由して工学府長へ提出するものとする。

第2条 専攻長は、当該主専門コース等において、修了予定者に係る学位論文審査及び最終試験を行うため、審査委員として指導教員を含む3名以上の教員を選出するものとする。

第3条 修了予定者に係る学位論文審査及び最終試験は、各主専門コース等において実施するものとする。

第4条 審査結果については、学位論文審査結果報告書に代え、学位論文・最終試験審査結果一覧表（別記様式1）により、所定の期日までに工学府長へ報告するものとする。

第5条 修士論文に代え、特定課題の研究の成果の審査を行う場合は、修士論文に準じて手続きを行うものとする。

附 則

この申し合わせは、平成18年10月25日から実施する。

附 則

この申し合わせは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成31年4月1日から施行する。

